

埼玉の21世紀の 障害児教育に対する

提言

埼玉県高等学校教職員組合
21世紀埼玉の障害児教育政策提言委員会

も く じ

「埼玉の21世紀の障害児教育に対する提言」を発表するにあたって

埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部長 増沢昌明 1

I 部

埼玉の21世紀の障害児教育に対する提言 3

資料 特別ニーズ教育圏構想模式図

提言1 20世紀に残した課題

1. 障害種別の課題に応えた学校・専攻科設置をすすめます。 3

(1) 知的障害養護学校の高等部分離独立をすすめ、
高等養護学校（高等部単独校）に専攻科を設置します。

(2) 盲学校のサテライト（分校）づくりをすすめます。 4

(3) 独立高等ろう学校を設置します。 4

2. 盲・ろう学校の幼稚部の定数法・早期教育相談を制度化します。 4

3. 全病弱児に豊かな教育保障をします。 4

4. 医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して学校に通えるようにします。 6

5. 訪問教育をいっそう充実します。 7

6. 寄宿舎教育をいっそう充実させます。 7

提言2 特別ニーズ教育圏を構想し、地域の障害児教育センター・

寮（寄宿舎）を備えます。 9

提言3 基礎教育圏ごとに小規模な養護学校（小・中学部）を設置します。 11

提言4 保護者・障害者・地域に開かれた学校づくりをすすめます。 11

提言5 就学相談指導を充実させます。 12

提言6 専門性を重視した採用・研修・人事異動をすすめます。 12

提言7 放課後・長期休業中の豊かな生活保障をめざします。 14

II 部

さいたま市の21世紀の障害児教育に対する提言 16

資料 さいたま市現状障害児教育マップ

21世紀埼玉の障害児教育政策提言委員会名簿

「埼玉の21世紀の障害児教育に対する提言」を公表するにあたって

文部科学省は、学校教育施行令の一部を「改正」し、今年4月より「就学基準の見直し」を施行しました。就学指導委員会の設置義務をなくしたり、通常学校への特例措置の条件を拡大するなどして、障害児の通常学校への就学の大幅な規制緩和を図ろうとしています。これは、障害児学校を統廃合して、安上がりの障害児教育へ変質させようとするものです。一方、県教育委員会は、依然として寄居養護学校の廃校を画策したり、深刻な教室不足など教育条件の劣悪化を放置したり、川越養護と坂戸ろう学校の給食の民間委託を強行するなど、埼玉県でも「安上がりの障害児教育」政策をすすめています。このような障害児教育行政の流れを変えて、民主的・科学的障害児教育の発展をめざす運動を大きく前進させるためには、長期的な展望を踏まえた具体的な政策・提言が極めて重要になっています。

21世紀の埼玉の障害児教育が、一層、充実・発展することを願って「政策提言」中間報告を公表してから一年たちました。この間、「中間報告」をもとに関係諸団体との懇談や障害児学校分会などでの学習を続けてきました。そして、貴重なご意見が多数寄せられました。「政策提言委員会」は、寄せられたご意見も踏まえて、「中間報告」を一層充実した内容にするために検討を重ねてきました。

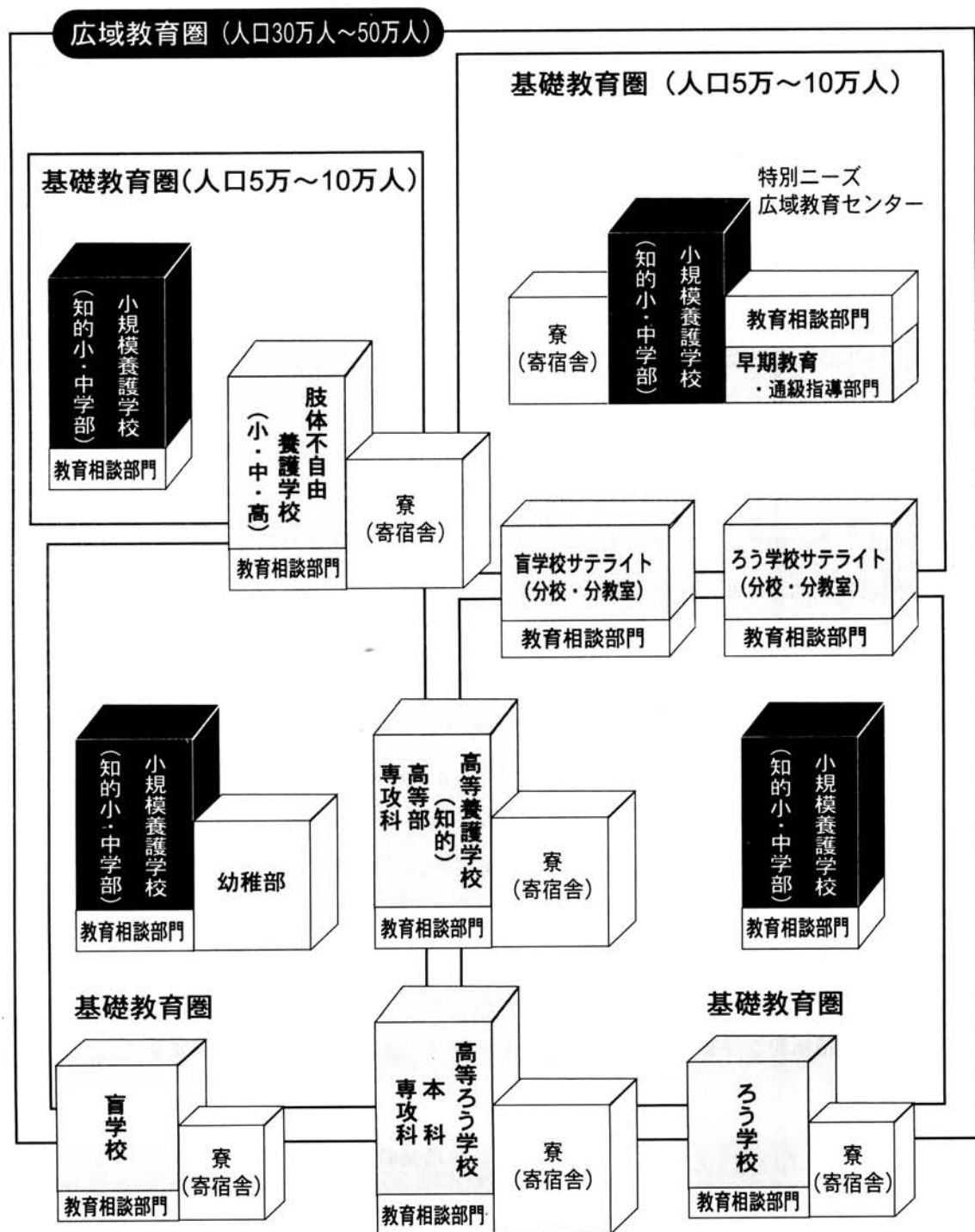
障害児教育を巡る情勢は厳しく、しかも急速に展開されています。「提言」は、21世紀の埼玉の障害児教育の青写真を意味するものではありません。障害児教育関係者や父母・県民の共同のたたかいが大きく展開されることを基本に、21世紀という長期的展望に立って検討してきたものです。私たちは、20世紀の障害児教育運動で「積み残してきた当面解決すべき課題」の解決と「勝ちとってきた成果」の発展・充実を、21世紀に運動として引き継いでいかななくてはなりません。この「提言」は、将来的な展望を提起すると同時に、障害児教育運動として位置づけて展開されることを期待するものです。そして、すべての障害児学校が、学校や地域の将来構想を検討し、具体化するための運動にとりくむことを呼びかけるとともに、多くのみなさんが積極的な提案・ご意見をお寄せいただくことを心から願っています。

2002年6月8日

埼玉高教障害児教育部部長

増 沢 昌 明

特別ニーズ教育圏構想 模式図 (2002年版)



I 部

埼玉の21世紀の障害児教育に対する提言

提言1 20世紀に残した課題

1. 障害種別の課題に応えた学校・専攻科設置をすすめます。

(1)知的障害養護学校の高等部の分離独立をすすめ、 高等養護学校（高等部単独校）に専攻科を設置します。

埼玉の知的障害養護学校は、保護者と教職員の学校設置運動により設置され、開校と同時に、あるいは1年後に高等部が設置されてきました。開校と同時に希望する全ての生徒に後期中等教育を保障してきたことは、全国的に誇れる運動による成果です。

同一校に小学部から高等部まで設置されていることによるメリットもありますが、デメリットがあります。学習集団の人間関係が固定化しやすいこと、同じ特別教室を小学部から高等部まで使用せざるを得ない等の施設・設備の問題などです。さらに高等部の生徒が多い逆ピラミッド型の大規模校となっていて、施設不足が深刻な問題になっています。これらを解決するには、教育実践上の節目である高等部の分離独立が求められます。

また、知的障害の子ども達にとって、高等部3年間は短く、実習だ、進路だと卒業に向けて追い立てられていくのが実態です。青年期の発達課題に合った教育を3年間で保障するには無理があります。健常者が大学、短大、専門学校に進んで教育の機会を得ていることを考えると、発達に時間のかかる知的障害の青年には教育年限が延長されてしかるべきです。今日、保護者や教職員から、養護学校高等部卒業後の専攻科を設置してほしい、という要望が強く出されています。欧米諸国において障害児者の教育年限は、イギリスは19歳、アメリカは21歳など、延長される制度が進んでいます。我が国においても、盲学校、ろう学校には専攻科が設置され、高等部卒業後の専門教育を受ける場として保障されています。高等部とそれに続く専攻科は、社会生活への移行をはかる役割（トランジション）として重要な教育機関です。

専攻科の設置は、学校教育法第76条で規定されており、養護学校においても専攻科設置は法令上可能です。

- ①当面、現在の知的障害養護学校の高等部を分離独立させます。
- ②分離独立した高等養護学校のすべてに専攻科を設置します。
- ③また、肢体不自由養護学校については、ニーズに応じて設置を進めます。

(2)盲学校のサテライト（分校等）づくりをすすめます。

埼玉県立盲学校は、県内唯一の公立の盲学校です。しかし、全県のすべての視覚障害児の教育権を保障できてはいないというのが実態です。現在寄宿舎に入舎し、盲学校で学ぶ多数の子どもたちがいますが、年齢や発達の状況によっては必ずしも寄宿舎での生活が子どもの最善の利益とはいえない子どももいます。

現在、盲学校では地域での教育相談会の開催等を通してその実態把握につとめています。2000年夏に越谷で教育相談会を開催したところ、多数の参加者があり、改めて盲学校に対するニーズの大きさが明確になりました。全県の視覚障害児の教育を保障するため、障害児の状況やニーズに応じて、分校、分教室、相談・支援室などを開設して行きます。

(3)独立高等ろう学校を設置します。

高等ろう学校設置を求めた請願書が採択された1972年以降、様々な曲折を経ながら、保護者、教職員、聴障者団体、手話関係者が団結して運動をすすめてきました。その力は県当局を動かし、財政難のなか、不十分ながら専攻科設置が2000年に実現しました。

しかし、大宮校に併設された専攻科は一学科2コース（定員一学年8名）であり、当初からの懸念（併設では新しい出会いを求めたいという生徒のニーズに合わない、一学科では選択肢が狭い）が現実になりつつあります。生徒、親のニーズに応え、高等部教育を青年期にふさわしい内容にしていくために、早期に独立した高等部と専攻科の高等ろう学校を設置します。

2. 盲・ろう学校の幼稚部の定数法・早期教育相談を 制度化します。

埼玉の盲・ろう教育において、早期教育相談に県単独加配の職員が配置されてから20年が経ちます。この間、障害の早期発見が進み、教育のニーズがさらに高まっています。しかし、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等に幼稚部の教職員数の規定がないことを理由として立ち遅れています。

他学部で20年以上遅れて幼稚部の重複学級認可がやっと実現するなど、教員定数の改善など教育条件の整備はその道のりの途上にあります。今後、国に働きかけて幼稚部や早期教育に関する定数法を制度化させるとともに、現在必要としている乳幼児や父母に早期教育相談が保障されるよう担当教員数の増員や施設設備の充実を行います。

3. 全病虚弱児に豊かな教育保障をします。

(1)慢性疾患であるかどうかに関わらず、全ての病虚弱児に豊かな教育保障します。

病虚弱教育の対象は①慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6ヶ月以上の医療又

は生活規制を必要とする程度のもの②身体虚弱の状態が6ヶ月以上の生活規制を必要とする程度のもの（学校教育法施行令第22条の3）となっていました。現在では、小児医療の進展と疾病の変化で長期入院児は減少し、また入退院を繰り返す子どもや病弱養護学校への通学生も増えています。そのような中、文部科学省が示した2003年から適用される新しい基準では、「①疾患の状態（慢性の呼吸器系疾患等）が、継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が、継続して生活規制を必要とする程度のもの」と実態をふまえて入院期間の定めがなくなりました。ただし、かっこ書きに『慢性の呼吸器系疾患等』とあり、慢性であるかどうかにかかわらず、どのような条文解釈につながるおそれもあります。

近年、院内学級の意義が認識され、数が増えています。すべての入院している子どもたちの教育保障という点からは十分とはいえません。また、退院はしたものの何らかの理由で地域の学校に復帰できない子どもや、短期の入退院を繰り返す子ども、自宅療養をしている子どもなど、通常学級に在籍している病弱の子どもたちが多いのですが、制度的整備がされていません。さらに、就学前教育や後期中等教育の保障も不十分です。

- ①慢性疾患であるかどうかに関わらず、全ての病虚弱児に豊かな教育を保障します。
- ②岩槻養護学校に幼稚部を設置します。
- ③地域の小中学校に在籍している病虚弱児の在宅療養中の教育を保障します。
- ④岩槻養護学校、寄居養護学校にも高等部を設置します。また、退院後、単位互換など元の高校に復学できるシステムをつくります
- ⑤管理規則を改定し、各病弱養護学校の入学資格に実態に応じた弾力性を持たせます。

(2)院内学級・病弱養護学校が設置されていない病院に入院中の子ども達への教育保障を進めます。

県教委は2001年9月14日の校長会で、突然「病气入院中の児童生徒の訪問教育を10月1日から肢体自由養護学校で実施する」と報告しました。父母・関係教職員などはかねてから入院児の教育権保障を要求してきました。実際の実施校は2校にとどまりましたが、半年で小中学部合わせて6ケースがあり、あらためてニーズの高さが明らかになりました。

実施する中で次のような問題点が指摘されています。

- ・県内全域にわたる入院中で教育保障が行われていない子どもたちの詳細な実態調査が実施されていないこと
- ・実施校に今まで病虚弱児教育の教育実践の蓄積がある病弱養護学校を加えなかったこと
- ・校長を含め現場の意見も十分に把握しないでの拙速な実施であったこと
- ・一人の教員が「重度重複障害の教育課程」を学ぶ在宅訪問の生徒と病院訪問の「準ずる教育課程」を学ぶ生徒を担当しなければならないこと
- ・訪問回数が週3回のため、医療的には制限がなくても授業時間が制限されること
- ・中学部では教科ごとの担当者が必要だが、校内の態勢がとりにくいこと
- ・そのための加配など行政による支援がないこと
- ・病院側の受け入れ態勢などがたちおけていること

「すべての」病气の子どもに豊かな教育をという点から、制度的な遅れを改善し、新たなニーズに対応する抜本的な整備を進める必要があります。当面、以下の条件を整えます。

- ①年間を通して常時入院児がいる病院には、病弱養護学校の分教室や院内学級を設置させます。
- ②それらのない病院に入院している子どもたちへは当面訪問教育で対応し、どの病院であっても教育が保障されるようにします。
- ③現行の訪問教育を改善します。
 - ・実施校に病弱養護学校を加えます。
 - ・重度重複児とは別に学級を認可し、児童生徒が必要とする訪問回数を保障します。
 - ・県あるいは地域ブロックでの教職員のプール制などによって教科ごとの教員派遣をしやすくします。
 - ・病院側の受け入れが進むように啓発活動を進めます。

4. 医療的ケアを必要とする子どもたちが 安心して学校に通えるようにします。

埼玉県においては、91年に県教育委員会が埼玉県特殊教育振興協議会（特振協）に対し「学校生活において医療行為を必要とする児童生徒の教育の在り方について」を諮問しました。これを受けて特振協は92年3月に一定積極的な答申を出しました。しかし、この答申は県教委によってほとんど具体化されませんでした。

障教部では、障教部署名の重点要求として取り上げるなど要求運動を続けてきました。埼特P連（肢体不自由養護学校専門部会）は2000年度に「医療的ケアと学校教育を考えるシンポジウム」、2001年度には会員の学習を目的としたセミナーを開催するなど、関心が高くなってきました。このような中、特振協の答申（1992.3）を放置してきた県教育局も、こうした運動の高まりや国の文部行政の動向をみて、肢体不自由校への非常勤看護師の配置、医師による巡回、教職員への研修を内容とする「メディカルサポート事業」（医師の巡回指導、パートの看護師配置）を立ち上げました。

しかし、これは、父母や教職員の要求から大きくかけ離れ、近隣の自治体の施策と比べても不十分な内容のものです。

メディカルサポート事業を改善して子どもたちの学校生活が、子どもたちにとってはもちろん、保護者にとっても、教員にとっても安心できるように改善を進めます。

当面次のような点を改善します。

- ①校内の医療的ケア検討委員会への看護師の参加ができるようにすること
- ②看護師の医療機関での臨床研修の保障。
- ③看護師の継続雇用、常勤化。
- ④県内の医療機関における教員の臨床研修の実施。
- ⑤保健室の整備。

必要に応じて吸引機、ネブライザー、パルスオキシメーターなど機器をそろえます。

- ⑥泊を伴う校外行事（校外宿泊、修学旅行など）への医師・看護師の同行。

5. 訪問教育をいっそう充実します。

訪問教育は全県で50人前後の児童生徒を対象として実施されています。各校にせいぜい2～3人程度の在籍しかなく、よりよい教育を行うために、担当者は日々、熱意と努力を傾けているところですが、当面は以下の諸問題の解決に全力を傾ける必要があります。

(1)教育を受ける権利の実質的保障

訪問教育は「子どものいるところで授業をする」という出発点ゆえに、通学生と比較すると教育条件がどうしても劣悪となります。たとえば、県内では訪問回数は週3回が標準的となっていますが、これとても何ら根拠があつての週3回ではありません。訪問教育生は1学級が3名の重複学級に位置づけられます。そのために一人の教師が3名の子どもを担当することになってしまい、指導回数の上限が3回になっている、というのが実情です。最初から通学生とかけはなれた時間数しか確保できないような制度は、誤っているのです。訪問教育のあり方についての抜本的な充実が必要です。

(2)後期中等教育のさらなる充実

親の会の熱烈な運動により、高等部における訪問教育は2000年度より制度化されました。

課題としては、制度化以前に卒業したいいわゆる「既卒者」の存在があげられます。特に在宅訪問を受けていた子どもとその家族は学校との結びつきが弱かった場合が多かったものと想像され、担当者の入れ替わりもあつて実態の把握が年々、困難になっています。

県に対して実態把握を行わせた上で、希望者については原則的に受け入れます。

6. 寄宿舎教育をいっそう充実します。

現在埼玉には5校の寄宿舎があります。寄宿舎はもともと通学困難な子どもたちの就学を保障するために設置されましたが、現在は子どもたちの成長・発達を促す教育的な場として位置付けられています。また、福祉的な役割も担ってきています。今後、さらに寄宿舎の教育的意義を明らかにしながら、子どもの発達や障害、生活実態を見据えた豊かな寄宿舎づくりが求められます。当面、以下の課題にとりくむことが大切です。

(1)寄宿舎での生活教育の大切さを父母・教職員・県民に広げます。

寄宿舎は子どもたちが障害をもつ仲間との寝泊りを通して「生きる力」や生活を切りひらく力を身につける場です。それは障害をもつ子どもたちとその家族の生活の現実を視野に入れながら、生活の主体者を育てていく教育的な営みです。しかし、まだ寄宿舎の生活教育の重要性が理解されていません。県教育委員会・学校・教職員がそれぞれの立場で、保護者・教職員・県民に広げる活動を進めます。

(2)5校の寄宿舎の教育条件改善を進めさせます。

①定数改善のとりのくみ

- ・第7次定数改善計画（最低保障12名）にもとづいた定数配置をさせ、未充足にある熊谷養護学校、越谷養護学校に早急に配置します。
- ・寄宿舎指導員の採用試験の実施と、定数内臨任者をなくし本採用で配置させます。
- ・寄宿舎にも重複定数が認められるように国に働きかけます。
- ・看護師やスクールカウンセラーを配置させます。

②施設・設備の改善・充実

「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告にある寄宿舎の条件整備を根拠に、ノーマライゼーションや保護の視点と障害の実態に見合った施設・設備に改善・充実に努めます。

(3)寄宿舎指導員の身分を確立し、くらしを守り、労働条件の改善をすすめます。

名称については、国段階でも「寄宿舎指導員」へと変更されました。今後「生活教育」に従事する「寄宿舎教諭」に改正させます。必要な専門的知識や技術についての研修を保障し、賃金・労働条件については、労働実態を把握し、改善します。

提言2 特別ニース教育圏を構想し、地域の障害児教育センター・寮（寄宿舎）を備えます。

1. 特別ニース教育圏を構想します。

障害児学校の設置、就学相談・指導の単位として「特別ニース教育圏」を構想します。「特別ニース教育圏」は後述する「基礎教育圏」およびそのいくつかをあわせた「広域教育圏」とします。

基礎教育圏ごとに小規模（小・中学部）の知的養護学校の設置を進めます。過密・過大になっている養護学校の地域、大規模障害児学級を抱える地域から小規模養護学校の設置をすすめ、順次拡大して行きます。当面、北部・東部に各1校、南部に2校設置します。

盲学校、ろう学校、肢体不自由養護学校については、通学時間などを考慮しながら、ニースにに応じて学校の増設、分校等の設置を進めます。

(1)基礎教育圏

現在の知的養護学校は校区が広域です。スクールバス乗車を含めた片道の通学時間が1時間30分超える児童生徒がいるなど弊害がみられます。また、保護者は居住する地域の中で学校生活をおくらせたいという要求を持っています。これらを解決するため、概ね人口5万人単位の小規模な知的養護学校を設置します。必要に応じてこの学校には幼稚部を設置します。

就学相談・指導についても基礎教育圏を単位として進めます。

特別なニース教育を必要とする通常学級で学ぶ障害児や、障害児学級で学ぶ子ども達のために、少なくとも基礎教育圏内の通常学校にニースに応じて障害種別ごとの障害児学級、通級学

級を設置します。

(2)広域教育圏

いくつかの「基礎教育圏」を合わせた概ね人口30万～50万人を目安とした「広域教育圏」を構想します。広域教育圏には専攻科を備えた知的高等養護学校、肢体不自由養護学校（当面は小学部・中学部・高等部）を設置します。必要に応じて盲学校・ろう学校のサテライトを設置します。

高等部の分離独立・専攻科設置、小規模知的障害養護学校設置など今後の学校設置にあたっては、広域教育圏ごとに総合的な検討を行い、計画的な設置を進めます。

(3)盲学校、ろう学校、病弱養護学校など

- 1) 盲学校については、必要に応じて広域教育圏に分校・分教室等のサテライトを設置します。
- 2) ろう学校については、当面、北部にろう学校を設置します。高等部本科と専攻科をあわせた高等ろう学校を分離・独立して設置します。また、必要に応じて広域教育圏に分校・分教室等のサテライトを設置します。
- 3) 寄宿舎、スクールバスを備えます。
- 4) 広域圏のセンター的機能を持った教育相談部門を備えます。

2. 地域の障害児教育センターを設置します。

障害児学校にセンター的機能を望む声があります。こうした声に応じて、障害児学校で学ぶ子どもたちの集団を保障し、教育を進める「教育指導部門」と、通常学級や障害児学級で学ぶ子どもたちやその他の「障害種別の学校」で学ぶ子どもたち、就学前の子どもたちなどのニーズに応える「センター」としての機能を果たす「教育相談部門」とを併せ持つ二部門制を構想します。

さらに、広域教育圏には「特別ニーズ広域教育センター」を設置し、教育相談の他に早期教育や通級指導にも対応します。

障害児学校の「教育相談部門」や「特別ニーズ広域教育センター」は、基本的には学校に就学する障害児の教育に責任をもちつつ、就学前、卒業後の障害児・者の生活や学習を支援するネットワークの一部として機能します。また、教育分野の代表として、福祉・医療・労働等との連携の要としての役割を果たします。具体的な役割は、その障害児学校等の位置づけ・役割やその地域で活用できる医療や福祉などの社会的資源がどれだけ存在し、利用できるのかによっても変わってきます。

センターとしての機能を果たすために、「教育相談部門」・「特別ニーズ広域教育センター」には、必要なスペース（校舎・建物）を確保し、必要な予算を計上し、必要な教職員を配置します。

(1)障害児学校の教育相談部門

盲学校、ろう学校、基礎教育圏を単位として設置される小規模知的養護学校、広域教育圏を対象として設置される高等養護学校（知的障害）、肢体不自由養護学校に「教育相談部門」を設けます。

- 1) 視覚・聴覚障害者への専門的な教育機関としての盲・ろう学校は、教材開発や全県的な教育相談、養護学校や障害児学級、通常学級に在籍する視覚障害児への教育上のアドバイスなどを行います。

2) 養護学校については、地域の小規模養護学校などの整備にともない、センターとしての機能も分化させて行きます。地域の小規模養護学校は、「地域の障害児教育センター」として、次のような機能を果たします。

- ① 専門職員による就学相談・教育相談、発達相談の実施
- ② 通常学級などにおける障害児の特別なニーズに対応する教育内容、教育条件等を明確にし、学習状況を把握した上での支援
- ③ 研究成果の提供、教育方法の開発・普及、教材や教具の開発・貸し出し
- ④ 研修生の受け入れ

(2)特別ニーズ広域教育センター

広域教育圏を単位として、圏内のいずれかの小規模(知的)養護学校に併置して「特別ニーズ広域教育センター」を設置します。原則的には、現在ある知的障害養護学校をこの養護学校としますが、地理的な問題等があれば、新たに設置する小規模養護学校をそのように位置づけます。この小規模養護学校には教育相談部門はおきません。

「特別ニーズ広域教育センター」には「教育相談部門」の他に「早期教育・通級指導部門」を設けます。「広域センター」は主に次のような機能を果たします。

- ① 圏内の通常学級などに対する巡回指導
- ② 研究成果の提供、教育方法の開発・普及、教材や教具の開発・貸し出し
- ③ 広域内の障害児のための専門職員による就学相談・教育相談、発達相談の実施
- ④ 研修生の受け入れ

障害者の社会教育については学校教育と切り離して考えます。

(3)盲学校・ろう学校サテライト(分校・分教室など)

地域の実情に応じて、「特別ニーズ広域教育センター」内におくこともあります。地域の障害児学級などと併置することも考えられます。

3. 寮(寄宿舎)を併置します。

盲学校、ろう学校、高等ろう学校、高等(知的)養護学校には寮(寄宿舎)を併置します。広域教育圏を単位として、必要に応じて小規模養護学校の一つに寮(寄宿舎)を併置します。

4. 二重学籍を認めます。

特別なニーズ教育を必要とする子どもについては、必要に応じて、二重学籍を認めます。二重に学籍を持つ場合には両校にカウントし、特別なニーズを保障するために、それぞれの学校における教職員配置や教育条件整備を進めさせます。

全面的に障害児学校でのカリキュラムニーズを持つ子どもについては障害児学校に学籍を置きます。その上で、さらに通常学級での学習を必要とする子どもについては、通常学級にも学籍を認め、二重学籍とします。

障害児学級、通級指導学級においては通常学級との二重学籍とします。

提言 3 基礎教育圏ごとに小規模な 養護学校（小・中学部）を設置します。

基礎教育圏ごとに1校の小規模（小・中学部）知的障害養護学校設置の検討を進めます。この小規模養護学校は教育指導部門と教育相談部門を持ちます。

教育指導部門の対象児は、知的障害児、自閉性障害児、情緒障害児で養護学校への教育を必要とする者、知的障害と他の障害との重複障害児で小規模知的養護学校への通学がより適しているものとしします。

教育相談部門の主な対象児は、就学前通園施設や幼稚園・保育園に通園する知的障害児・自閉性障害児・情緒障害児、および通常の学級や障害児学級に在籍する知的障害児、自閉症児、情緒障害児としします。

両部門とも必要に応じて、盲学校・ろう学校・肢体不自由養護学校および特別ニーズ広域教育センターからの支援を受けて、障害に応じた教育やサービスが受けられるようにします。

広域教育圏内にある小規模養護学校のうち一つに寮（寄宿舎）を設置します。地域の通常学級・障害児学級に在籍して学ぶ障害児も共同で利用します。

提言 4 保護者・障害者・地域に 開かれた学校づくりをすすめます。

1. 保護者と教職員の協力・共同の関係が豊かな学校を築きます。

保護者の教育的要求を真摯に受け止め、要求の背景にある真の願いを把握し、教育的な課題、教育内容を対等に語り合い、同意を得ること（インフォームドコンセント）を大切にした学校づくりを進めます。また、教職員と保護者の学習会や父母同士の学習会、様々なレベルでの教育懇談会などを意識的に組織し、子ども達の教育、発達保障を自由に語り合う場をつくります。

また、PTA活動がいっそう保護者・教職員の願いに沿った活動となるよう、活発化させます。埼特P連との協力・共同を強めます。

2. 保護者と教職員の開かれた関係の学校づくりをすすめます。

生徒・保護者・教職員による「三者協議会」を設置し、学校を構成する三者がそれぞれの立場から学校づくりの在り方を協議し、生徒参加、保護者参加の学校運営の在り方を積極的に模索して行きます。

3. 地域・障害者に開かれた学校づくりをすすめます。

校長の専決による特色ある学校づくり・学校間競争のための「学校評議員制度」に反対し、校内の教職員全体で地域の子どもたちや学校に関係ある委員を民主的に選出し、保護者代表・

児童生徒代表も参加する「学校評議会」を組織し、民主的に運営します。また、地域の教育・医療・福祉・労働などの諸機関連携をはかるため、定期的な「関係機関連絡協議会」を設置します。

4. 障害児学校の公共施設としての施設開放事業と障害者の社会教育（生涯学習）の保障

貧困な社会教育を補うために、公共施設として施設設備を開放し、障害者が安心して教育、文化、スポーツを楽しむことができるようにします。行政の責任で人的、物的な措置を行い、学校は支援する立場とします。必要な場合は、連絡会議を設置します。

提言 5 就学相談・指導を充実させます。

1. 基礎教育圏（人口5～10万程度）を単位として系統的できめ細かな教育相談体制を整備 します。
2. 就学相談を障害の発見・保護者支援・通園から連続的につながる相談活動の一環として位置づけます。ライフサイクル全体を見通した総合的な支援活動の中に位置づけます。
3. 「修学保障委員会」に発展的に改組していきます。
 - (1) その対象を障害児学校や障害児学級の対象の子どもとは限定せず、通常の学級で学んでいる、あるいは学ぶであろう「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもに広がります。
 - (2) 障害の種類と程度等の判断や就学措置の判断に関する調査・審議にとどまらず、そこから生じる特別な教育的ニーズを明らかにし、それに対応する教育指導計画等を作成することなどの機能を持たせます。さらに、それを実質的に保障するために教育条件整備等について勧告する権限を持たせます。将来的には「関連するサービス」についてのプラン作成の機能を持たせるようにします。

提言 6 専門性を重視した採用・研修・人事異動をすすめます。

1. 採用制度のあり方

基本としては93年度の県特殊教育振興協議会の提言のように、「特殊教育教諭」免許保有者を採用する制度に改善します。具体的には障害児学校教員採用試験を早急に実施します。当面、免許を保有していない者については、採用後一定期間に免許を取得できるよう、認定講習等の体制を充実します。

2. 障害児学校に限らず小・中・高校でも障害者の教職員採用を積極的に進めさせます。

障害を持つ教職員のニーズに応じた「職務補助制度（ヒューマンアシスタント）」を創設します。また、研修を受けることや管理職への登用なども平等になるように条件整備をすすめます。

3. 研修について

(1)教員の自主的な研修を保障します

教職員を増やし教員一人あたりの授業の持ち時間を縮減します。また、多忙化の解消を進め、教職員がゆとりを持って自主的に研修、教材の準備や授業の打ち合わせができるような体制を確立します。教員の教育活動は、保護者の真の願いを捉え、子どもの成長発達を保障することにあります。したがって、教員の研修の意義もそこにあります。父母の教育的要求を真摯に受け止め、また、社会や専門分野の進展に合わせた研修を常に模索し、自主的な内容での研修を保障します。

(2)制度研修を抜本的に改善します

初任者研修、民間企業研修などの強制的な研修を撤廃し、指定研修については自主・民主・公開の3原則による研修とするなど、民主的充実に努めます。また、希望研修については、教職員の希望を反映した魅力あるものに改善します。

(3)教員集団が学びあい、成長を支えあう共同体となるように

教員は、教員どうしの学びあいの中で教師として成長するといわれています。カリキュラムの作成、授業の創造や生活指導を中心とした集団的な研究が学校の中で絶えず行われるとともに、教員の成長に大きな役割を果たしている職場の仲間と学び合う時間を保障する必要があります。県教育委員会が各学校の自主的研究を推進し、支援する立場に立つようにさせます。当面、指定校研究方式は廃止します。

(4)職場を離れた長期研修を保障します

当面、長期研修・短期研修者の枠を拡大します。希望すれば、現職のうちに、最低1年間は職場を離れての研修が出来るようにします。大学院教育を希望すれば、この1年間の研修と2年間の職場に勤務しながらの研修とで大学院修士課程を修了することも可能にします。

(5)研修費は行政の責任で

学校の研修出張費は大変少なく、学校を通じて案内されている研修会にもなかなか出張が認められません。また、障害児教育に関する研修会は県内、県教委の主催では少なく、専門性の向上のためには他県や民間の学習会に参加しなければなりません。さらに、多くの教員が情報機器や書籍などに膨大な私費を投じています。こうした費用は研修費として公的に保障することが必要です。

4. 専門性を重視した人事異動を推進します。

(1)希望に応じた人事異動を積極的に推進します。当面、盲・ろう学校・養護学校とも、同一校年数制限を撤廃します。

(2)配置にあたっては障害種別の免許保有要件を明確にし、免許を重視した人事異動を行うようにします。当面、現在障害児学校に勤務している教員や小中学校・高校などからの転任者で、「特殊教育教諭」免許を保有していない者については、一定期間に免許が取得できるよう、認定講習等の事業を充実します。

- (3)通常学級に学ぶ特別なニーズ教育を必要とする子ども達の教育保障という視点から、また障害児学校が地域の障害児教育のセンターとしての機能を充実させるという視点から、通常学級・障害児学級との人事異動による人事交流を積極的に進めます。

提言 7 放課後・長期休業中の 豊かな生活保障をめざします。

障害児(者)は、学習に加えて生活においても発達する権利があります。そのため、ライフサイクルにおいて、自立し発達することが保障される地域、社会をつくっていく必要があります。必要な施設、設備、人的配置を一層整備していかなければなりません。

1. 障害児に保障されるべき豊かな生活に必要なこと。

- (1)ほっとでき、やすらぎがあり楽しめること。
- (2)ライフサイクルにおいて自立し発達できること。
- (3)自己決定、自己実現でき、主体的な生活をつくれること。
- (4)地域に根ざし、人権が保障された生活ができること。

これらの中で、①～③については、障害児にとって自然に身につくものではなく、系統的、組織的な教育的はたらきかけが必要です。④については、地域社会とのかかわりと同時に家庭内での人間関係の中での発達を支援、保障する必要があります。

2. 地域、家庭における生活の中での発達権保障

上記の内容を地域社会において保障するためには、

- (1)生活権保障の「場」の選択を障害児およびその家族のニーズに応じて適切に行えるようにすること。
- (2)どのような「場」を選択しても、障害児の必要とするサポートが保障されるようにすること。
- (3)障害児(者)およびその家族のニーズに応じた施設を質、量とも充実すること。
- (4)障害児(者)の生活権が保障される地域、社会をつくっていくこと。
- (5)障害児(者)の生活権、発達権を保障する行政の責任主体(国は県教育委員会としています)を明確にし、実質的な施策を推進させること。
- (6)二重学籍化を実施し、学習権のみならず、早期からの地域に根ざした生活権を保障すること。

上記のことは、教職員の本務ではないというのが原則です。教育、福祉、医療、労働の各行政機関の連携によってすすめられるべきものです。しかし、障害児(者)施策へ協力するという意味では、学校や寄宿舎の教職員がその知識や技術を提供することが求められます。

3. 障害児の学童保育の充実を

県内にここ数年で障害児学童保育室が保護者と教職員の運動により多数設置されました。また、地域の一般の学童保育室でも障害をもつ子どもたちが一定数保育を受けています。さらに、財政的にも充実したものとなり、障害をもつ子どもたちが放課後や長期休業中も豊かな生活が送れるようにします。具体的には、

- (1)障害児学校学童保育室をさらに設置するとともに、財政的にも豊かな運営となるよう、地方自治体からの補助金を増額させます。
- (2)地域の一般の学童保育室に入所できるよう、財政的にも補助金を増やし、条件整備を進めます。

4. 必要とするすべての子ども達に寮（寄宿舎）教育の保障を

放課後等の生活を豊かにするには、寄宿舎教育を必要とするすべての障害をもつ子ども達に保障することが求められ、そのためにいっそう充実させることが必要です。

- (1)障害児学級・通常学級で学ぶ障害を持つ子ども達など、寮（寄宿舎）を必要とするすべての子ども達が寮（寄宿舎）に入舎できるような条件整備をすすめて行きます。そのために、必要に応じて寮（寄宿舎）を設置します。
- (2)障害児学校がセンター化していく中で寮（寄宿舎）の役割を明確にします。生活教育の立場から障害児・者の成長、発達に責任を持ち、関係各機関との連携をとれる専門性を培います。
- (3)「寄宿舎教諭」の採用にあたっては有資格者にして行きます。